

平成 25 年 5 月 10 日	参考資料 8
一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会(第8回)	

一般用医薬品のネット販売における行政監視上の懸念事項  
(第3類医薬品を含めたインターネット販売についての監視上の主な懸念について)

1. オンラインオークション販売について

- (1) オンラインオークション販売は、現在の行政監視の中で対処が困難。  
理由：医療用医薬品を含めた無許可販売が散見されるが、出品者情報が明記されていない。  
そのため、出品者の詳細情報が不明であり、かつ出品者の詳細情報を行政がオンラインオークション開設者から入手することが困難である。現状、出来ていることは削除依頼程度である。
- (2) オンラインオークション販売では、落札後に情報提供及び販売後の相談の応需が出来ない可能性が高い。

2. 「体制省令」に基づいて専門家の配置について

- (1) インターネットでは、販売時店舗に専門家がいるのか購入者等が確認することが出来ないため、専門家不在時でも一般従事者が専門家に成りすまして、メール等により販売・情報提供等することが容易に可能。購入者が、資格者を ON TIME で視認できる仕組みを基準の中に規定しない限り、行政は、無資格販売を取り締まることが困難になる。
- (2) インターネット販売における「営業時間」とは法的にどの部分を指すのか？
- (3) 「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」を守らせるためには、営業時間にその店舗で勤務している薬剤師又は登録販売者の名称をネット画面上で ON TIME で掲載しなければならない規定が必要。また、夜間等営業時間外では販売ができない規定が必要。
- \*) 体制省令：「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」

3. 劇薬の販売について

法の規定（14歳未満へ販売出来ない）について、インターネット販売でどのような仕組みで対応できるのか？

- \*) 一般用医薬品のうち劇薬だけインターネット販売できないという規定を作れば別

4. 零売について

インターネット販売における零売についてどのように取り扱うか？